

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年5月27日法律第56号）附則第11条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので同項の規定により下記のとおり公表する。

令和6年2月29日

富山市長 藤井 裕久

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

婦中地域 速星・熊野・宮川地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和6年2月28日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数	20 経営体
・認定農業者数	18 経営体 (うち法人 11 経営体)
・認定新規就農者	1 経営体
・集落営農（任意組織）、その他法人	1 経営体
・準担い手	0 経営体

4. 地域農業の将来のあり方

土地利用型農業については、認定農業者等が水稻（加工用米や備蓄米も含む）を中心とした作付けを行い、離農や規模縮小する農家の農地を借り受けたり耕作放棄地を解消することで、20～30ha程度の経営規模を目指す。

また、規模拡大により生産性を向上させるとともに、トラクターとコンバインを更新し、生産費のコストダウンを図る。

5. 農地中間管理機構の活用方針

農地の出し手は原則として農地中間管理機構を活用する。